

## 就労継続支援B型サービス費にかかる留意点

### ■新規指定事業所の提出書類について

B型	工賃引き上げシート	ピアソーター等の配置に関する届出書
サービス費（I）又は（II）	提出	不要
サービス費（III）又は（IV）	提出	提出

※工賃引上げ計画シートは、基本報酬算定とは別に下記自立支援課にも要提出。

※工賃引上げ計画シートは、一度提出した後、サービス費区分に変更があったとしても計画シートの内容に変更がなければ特に再提出は不要です。

### ■新規指定事業所の平均工賃区分について

- ・原則初年度の1年間は、経過措置として平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する（提出する基本報酬は「経過措置」を選択）。
- ・年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。
- ・ただし、支援提供を開始後6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を見直すことができる。  
(例：5月1日指定の場合、5月1日から10月末日の平均工賃月額を計算し、11月15日までに「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」と「介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」を大阪府に提出する。なお11月15日が土曜日・日曜日・祝日の場合、担当者に連絡し調整してください。)

※見直しのタイミングは[こちらも参照](#)してください。

### ■人員配置が変わった場合

- ・サービス費（II）に必要な人員配置10:1の事業所が、サービス費（I）に必要な人員配置7.5:1を満たすことが出来たとき、隨時、サービス費（II）をサービス費（I）へ変更することができます。

## **法令根拠**

### (二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について

就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費（I）又は就労継続支援B型サービス費（II）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費（I）（若しくは就労継続支援B型サービス費（II））又は就労継続支援B型サービス費（III）（若しくは就労継続支援B型サービス費（IV））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（I）（若しくは就労継続支援B型サービス費（II））又は就労継続支援B型サービス費（III）（若しくは就労継続支援B型サービス費（IV））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援B型サービス費（I）から就労継続支援B型サービス費（II）、就労継続支援B型サービス費（II）から就労継続支援B型サービス費（I）、就労継続支援B型サービス費（III）から就労継続支援B型サービス費（IV）、就労継続支援B型サービス費（IV）から就労継続支援B型サービス費（III））は除く）。